

特別警報・暴風警報・地震に対する非常措置

小満の候、保護者の皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、台風が接近して京都市に暴風警報が発令された場合や京都市において震度5弱以上の地震があった場合、及び、京都市に特別警報が発令された場合には、下記のような措置をとります。ご家庭におかれましては、テレビ・インターネット等の情報にご注意をお願いします。緊急電話がかからなくなりますので、電話でのお問い合わせはお控えください。

京都市に「特別警報」が発令された場合

1. 前日に「特別警報」が発令されていて、午前0時までに解除された場合、5校時(13:30)から授業があります。[給食は中止]
2. 午前0時現在発令中の場合、または、午前0時から登校前までに「特別警報が発令された場合、当日、臨時休業となります。
3. 在校中に発令された場合、直ちに臨時休業となります。

下校の安全が確認できるまで全員学校待機(学校は避難場所に指定)とします。その後、保護者の方など家庭環境調査票に記入されている方への「引き渡し」を行います。

(緊急事態発生時:下鳥羽校では必ず「引き渡し」による下校を実施します)

京都市に「暴風警報」が発令された場合



1. 登校前に「暴風警報」が発令された場合

① 「暴風警報」が解除されるまでは登校しないで自宅で待機します。

② 「暴風警報」が解除された場合

☆午前7時までに解除された場合.....いつも通りに登校します。

☆午前9時までに解除された場合.....3校時(10:35)から授業があります。

☆午前11時までに解除された場合.....5校時(13:30)から授業があります。[給食は中止]

③ 午前11時現在、まだ「暴風警報」が発令中の場合は臨時休業となります。

2. 在校中に発令された場合

下校の安全が確認できるまで全員学校待機(学校は避難場所に指定)とします。その後、保護者の方など家庭環境調査票に記入されている方への「引き渡し」を行います。

(緊急事態発生時:下鳥羽校では必ず「引き渡し」による下校を実施します)

京都市に「震度5弱以上の地震」が発生した場合



I. 登校前に「震度5弱以上の地震」が発生した場合

① 「震度5弱以上の地震」が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

☆午前0時までに発生した場合 翌日を臨時休業にします。

☆午前0時以降、登校までに発生した場合 当日を臨時休業にします。

☆休業日、休業前日に発生した場合 原則として休業明けの登校日を臨時休業とします。

② 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2. 在校中に発生した場合

下校の安全が確認できるまで全員学校待機（学校は避難場所に指定）とします。その後、保護者の方など家庭環境調査票に記入されている方への「引き渡し」を行います。

（緊急事態発生時：下鳥羽校では必ず「引き渡し」による下校を実施）

【特別警報とは？】

「特別警報」とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨や、大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表し、最大級の警戒を呼びかけるものであり、気象庁では、平成25年8月30日から運用しています。

特別警報が発表された場合、その地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。この数十年間災害の経験が無い地域でも、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっていますので、油断しないでください。

「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

*「大雨警報」「洪水警報」等が発表されている場合で、大規模かつ長期間に渡る浸水、土砂崩れ、洪水等が予想され全市規模で「避難指示・緊急安全確保」が発令されている場合や可能性がある場合は教育委員会において全市立学校園の臨時休業等を決定することがあります。

また、本校の校区である下鳥羽学区は、「鴨川の浸水想定区域」であるため、避難指示等の早期発令地域です。下鳥羽学区に避難指示や緊急安全確保が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取りますのでお知りおきください。

*下鳥羽小学校のホームページ、保護者連絡ツール「すぐーる」においても非常措置の現況をお知らせしていく予定です。ただし、インターネットの接続状況やアクセス数の増加等により、繋がらなくなることもあります。どうぞ、ご了承ください。テレビ・ラジオの情報にもご注意をお願いします。